

# 令和8年度(2026年)版 授業料等免除申請のしおり

## [被災学生 用]

### I 概要

本学では、日本国内で発生した災害により、授業料等の納付が著しく困難となった学生を対象に、選考のうえ授業料免除(新入生については入学料も含む)を実施しています。  
希望する場合は、本しおりを熟読のうえ、下記のとおり申請してください。

### 1. 申請資格

本学の学生(研究生・科目等履修生を除く)で、以下の(1)~(3)のすべてを満たす者とする。

なお、学部学生で高等教育修学支援新制度の授業料等減免を受けている方の内、全額免除以外の一部免除者についても申請することは可能です。

(1) 以下の①または②のいずれかに該当し、罹災証明書等により被災した事実が確認できること。

#### ① 風水害等による被災

- ・【新入生】 入学前1年以内に、申請者またはその学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合
- ・【在学生】 令和7年12月~令和8年5月末までの間に、申請者またはその学資負担者が、風水害等の災害を受けた場合

⇒申請の対象は、令和8年度前期授業料に限ります。なお、新入生については、入学料についても申請することができます。

#### ② 特定の大規模災害による被災

「平成23年 東日本大震災」、「平成28年 熊本地震」、「平成30年5~7月豪雨及び暴風雨」、「平成30年 北海道胆振東部地震」、「令和元年 8~9月暴風雨及び豪雨」、「令和元年 台風19号」及び「令和6年 能登半島地震」により、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者。

なお、学部学生については、別記に定める学業基準を満たすこと。

(ア) 学資負担者が居住する自宅家屋が、全壊・大規模半壊・半壊・流失した場合

(イ) 学資負担者が災害により死亡又は行方不明となった場合

(ウ) 「平成23年 東日本大震災」において、学資負担者の居住地が福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された場合

⇒前期・後期を一括して申請することができます。

ただし、2026年4月時点で留年している学生、または2026年10月時点で標準修業年限を超える学生(秋入学者や休学等により卒業時期が延びる者を含む)については、**前期分のみの申請**となります。標準修業年限を超える学生が後期授業料免除を希望する場合は、推薦書を添えて、後期の出願期間内に改めて申請してください。

(2) 在学生については、前年度後期までの授業料が、2026年3月31日までに納入済であること。

(3) 原則として、標準修業年限を超えている者は申請資格を有しない。

ただし、下記に示す期間内に該当し、かつ指導教員等による「推薦書」(様式10)の提出がある場合に限り、申請を行うことができる。

- ・学部生 - 病気、留学等の特別な理由により標準修業年限(4年)を超えた、最初の1年間までの者
- ・大学院生(博士前期課程) - 標準修業年限(2年)を超えた、最初の1年間までの者
- ・大学院生(博士後期課程) - 標準修業年限(3年)を超えた、最初の2年間までの者

## 2. 申請方法及び受付期間

「授業料等免除願 災害(表面・裏面)※本しおり末尾」に、必要書類(「必要書類一覧(災害)※本しおり6~8ページ」を確認のこと)を添え、以下の受付期間内に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。この期間中は電話での問い合わせには対応できないこともありますので、質問等は受付期間前に行ってください。

**受付期間:2026年6月8日(月)~6月19日(金)※**

**受付場所:学生支援課 奨学支援担当係窓口**

★申請希望の方は、5月12日までに下記の奨学支援担当メールアドレス宛に、①学籍番号、②氏名、③被災免除申請予定である旨、④被災内容(記載例:「〇〇地震により、実家が半壊した」等)をご連絡ください。5月12日までにご連絡いただいた方のうち、前期授業料が未納の場合は、5月28日の前期授業料の口座引落を停止します。

【奨学支援担当メールアドレス】 shougaku@gr.saitama-u.ac.jp

※郵送で書類を提出する場合は、本しおり5ページの提出先へレターパックライトで送付してください。郵送の場合、レターパックライトの品名欄に“授業料等免除(災害)”と記入してください。

※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けませんので必ず期間中に申請してください。

**〇令和8年度(2026年度)所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)**

**令和8年度(2026年度)所得・課税証明書(収入の内容は令和7年(2025年)分)の発行は令和8年1月1日に居住していた市区町村の役所にて6月頃から発行されます(具体的な発行開始日は市区町村によって違います)。収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている証明書(全部事項証明…「\*」などで内容が隠れていないもの)をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。**

- (1) 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- (2) 所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税の申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認のうえ、申告を行い証明書の発行を受けてください。
- (3) 所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。
- (4) 一人暮らし等でさいたま市に居住しているが住民票を移していない方で、住民票のある市区町村では証明書が発行できなかった場合、さいたま市の方で発行できることがあります。
- (5) **市区町村の令和8年度所得・課税証明書(全部事項証明)の発行開始日の都合で、受付期間内に証明書が間に合わない場合は、いつ所得・課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を授業料等免除願に添付してください。**

## 3. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性及び審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出期限を超過した場合の申請者への措置については次のとおりとします。

- (1) 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- (2) 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- (3) 指定された期限までに不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ただし、上記の場合でも指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に学生支援課奨学支援担当係に相談し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

## 4. 注意事項

- (1) 授業料等免除関連の通知は、Campus Squareで告知します。
- (2) 免除する額は、入学料(新入生に限る)および当該期分の授業料について、全額または半額とします。免除結果の告知は、前期分については8月、後期分については12月に行う予定です。結果が告知されるまでは、授業料については、既に納付済みの場合を除き、納付しないでください。
- (3) 審査の結果、支払い義務が生じた場合は、結果発表時に納付方法をご案内します。指定された期日

までに当該納付金を納付しない場合は「授業料滞納者」となり、次期の申請資格を失います（前後期一括申請をしている場合であっても、前期分が2026年9月30日までに納付されないときは、後期分は審査されず「不許可」となります）。

なお、既に納付済み学納金について免除となった分は、後日返金します。

- (4) 提出を求められた書類が提出期限までに未提出だった場合、申請内容に虚偽があった場合等は不許可になります。
  - (5) 申請書類が事実と異なることが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。
- ★ CampusSquareを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認をいただくか、メール配信設定を適切なメールアドレスに変更しておいてください。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

## II 授業料等免除願の記入要領

「授業料等免除願 災害（表面・裏面）」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入してください。

### 1. 共通事項

- (1) ボールペン等を用いて（消えるペンは不可）楷書ではっきり記入してください。間違った箇所は二重線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入してください。修正液等は使用しないでください。
- (2) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。
- (3) ※印は該当する事項を○で囲んでください（該当がない場合は無を○で囲んでください）。

### 2. 授業料等免除願（表面）

- (1) 日付は、授業料等免除願を大学に提出する日付を記入してください。
- (2) 該当する被災区分に「○」を記入してください。（被災区分は、本しおり1ページ目の「1.申請資格（1）」を参照）
- (3) 免除申請する納付金に「○」を記入してください。  
※入学金は、新入生のみ申請可能です。  
※被災区分①に該当する方は、授業料について「前期分のみ」申請可能です。
- (4) 申請事由欄には、授業料等免除を必要とする事由を具体的かつ詳細に記入してください。  
〔記入する事由等〕
  - ア. 罹災により家計にどのような影響が生じているか
  - イ. 家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経済的な収入が皆無もしくは僅少な場合は、その理由及び生活費の出所等。
  - ウ. 家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等。
  - エ. 同一世帯に就業できる年齢であるが、無職又は無収入の者がいる場合、その理由。
- (5) 授業料等免除願下にある辞退欄は、出願時記入不要です。

### 3. 家計調書（裏面）

- (1) 2026年4月1日現在の状況を記入してください。
- (2) 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする家族全員（同一生計者）について記入してください。ただし、私費留学生は日本に居住する家族のみを記入してください。
- (3) 「就学者を除く家族」について
  - ① 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
  - ② 「給与収入等、年金、及びその他の所得欄については、2025年1月から12月分の収入・所得を下記に従い区分し、区分ごとの合計額（千円未満を切り捨て）を記入してください。課税収入（所得）・非課税収入（所得）の区別はありません。

区分	給与収入等	年金	その他の所得
所得の種類	俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高齢年齢雇用継続給付金等	老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給等	農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得（利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金等）

(注) 給与収入・年金は源泉徴収票等の支払金額を用いること。  
その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額を用いること。

(4) 「就学者」について

- ① 本人を除き同一生計の家族の中に就学者がいる場合に記入してください。ただし、未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
- ② 在学学校名・学年欄は、国・公・私立別を明記し、2026年4月時点の学校名、学年を記入してください。
- ③ 令和7年度授業料減免状況欄は、申請者が日本人の場合は記入不要です。申請者が留学生で、就学者が国立の大学、又は高専に在学する場合のみ該当を○で囲んでください。

(5) 「本人の収入」について

- ① アルバイトを含む収入欄は、2025年1月から12月分について記入してください。長期・短期・在職中・退職済等を問わずアルバイトをした場合は「有」を○で囲み、収入額（源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計））を記入してください。
- ② 給付奨学金欄には、2025年4月から2026年3月までに受給した奨学金をもれなく記入してください。

(6) 特殊事情について

- ① 臨時所得欄は、2025年1月から2026年3月の間に該当する所得があった場合必ず記入してください。
- ② ひとり親世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付し、申立書（様式6）及び申立書に指定されている添付書類を提出してください。
- ③ 障害者に該当する者は、次のとおりです。
  - (ア) 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者
  - (イ) 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者
  - (ウ) 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者
  - (エ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者
  - (オ) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- ④ 長期療養者に該当する者は、申請時現在で6カ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められる者です。
- ⑤ 家計支持者単身赴任別居欄は、主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合で、別居のために特別な支出を要する場合が該当となります。
- ⑥ 独立生計者（独立して生計を営んでいる者）と認定されるには、以下の(A)又は(B)の基準を満たし、その事実を証明する書類を提出する必要があります。基準を満たす場合でも、独立生計者としての申請を義務付けるものではありません。  
なお、独立生計者の認定を受けた場合、通常の申請者と比較して判定が優位になるとは限りません。
  - (A) 父母と死別しており祖父母等と同一生計ではない方、18歳の時点で児童養護施設・里親等に養育されていた社会的養護の方、父母が生死不明（行方不明）の方等。  
※必要な添付書類が事情ごとに異なりますので、該当する場合は事前にご相談ください。
  - (B) 以下の全ての条件を満たし、その事実を証明する書類が提出できる方に限ります。
    - ① 父母等と別居し、住民票に学生本人しか記載されていないこと
    - ② 免除申請基準日（2026年4月1日）現在、所得税法上、及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないこと
    - ③ 次のア～エのいずれかに該当する者
      - (ア) 本人（配偶者も含む）に、年間123万円を超える給与収入、または58万円を超える所得が恒常的にあり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書で証明ができる者
      - (イ) 本人（配偶者含む）に、免除対象年度、給与等収入が年額123万円または所得が58万円を超え、かつ1か月の生活に必要な収入を超える見込みがある者（日本学術振興会特別研究員DC及び理化学研究所JRA採用予定者含む）
      - (ウ) 社会人であったが本学へ入学のために退職（休職等）した者で、就労時の預貯金等により生活しており、月の支出額×12ヶ月を超える預貯金残高がある者
      - (エ) 配偶者に収入があり、配偶者に扶養されている者
    - ④ 父母等（配偶者を除く）から仕送りや援助を受けていない

## 別記 授業料等免除に関する学業基準(学部学生)

- (1) 2026年度4月入学者(入学料および前期授業料)  
高等学校等の調査書の評定平均が3.5以上であること。ただし、調査書の評定平均が3.3以上である場合で、特別な事情※1がある者のみ、指導教員等の推薦により基準内として扱います。編入学生については、入学の事実をもって基準内として扱います。
- (2) 2025年度以前入学者および2026年度入学者(後期授業料)  
前学期までの標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B」以上の評価(単位数)※2が70%以上あること。ただし、標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B」以上の評価(単位数)※2が60%以上ある場合で、特別な事情※1がある者のみ、指導教員等の推薦により基準内として扱います。

※1 特別な事情:ひとり親世帯の者、多子世帯(就学者3人以上の世帯)の者、学資負担者の市区町村民税所得割が非課税又は学生本人が社会的養護を必要とする者

※2 認定単位は、『「B」以上の評価』の計算に含まれない。

### 『学年・学期別標準修得単位数』

免除申請の対象 学年・学期	1年	2年		3年		4年	
	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
前学期までの 標準修得単位数	16	31	47	62	78	93	109

例) 1年次の後期の審査では、1年次前期までに16単位を修得している必要があります。

### 《問い合わせ・提出先》

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

住 所: 〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号: 048-858-3033

メールアドレス: shougaku@gr.saitama-u.ac.jp

(窓口) 平日: 8:45~16:45 (電話) 平日: 9:00~12:15、13:15~17:00

## 必要書類一覧兼チェック用紙（災害）

以下に指定する書類を期日までに奨学支援担当係へ提出してください。各種書類はマイナンバーが記載されていないものを提出してください。このページは提出書類のチェックリストとしてもご利用ください。

この他にも特別な事情により別途提出いただく書類が発生する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

※書類の入手先が「奨学支援HP」となっているものは、以下の様式集からダウンロードしてください。

[https://park.saitama-u.ac.jp/~student\\_support/shougaku/men/#yousiki](https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/shougaku/men/#yousiki)

### ▼必ず提出いただく書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者	<input type="checkbox"/>	授業料等免除願 ※授業料等免除願（表面）・家計調書（裏面）を両面印刷（長辺とじ）、又は表面・裏面を糊付けしたもの。	本免除のしおり末尾
	<input type="checkbox"/>	郵送で申請する場合は、返信先住所と学生氏名を記入した返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ、切手は不要）	
申請者及び同一生計の家族全員	<input type="checkbox"/>	『世帯全員』という表記がある「住民票」 ※発行から3カ月以内のもの。	市区町村役場
申請者又は学資負担者	<input type="checkbox"/>	罹災証明書（写）	市区町村役場
申請者及び同一生計の家族全員 ※無収入の方も提出が必要 ※2026年4月時点で、以下の者は提出が不要 ・未就学児 ・就学者の兄弟姉妹 （申請者の父母、又は配偶者は就学者であっても提出が必要。自宅浪人・予備校生についても提出が必要。）	<input type="checkbox"/>	「令和8年度(2026年度)所得・課税証明書」(収入の内容は令和7年(2025年)分のもの)  ※所得・課税証明書は全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）もしくは収入・所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は、「令和8年度(2026年度)所得証明書」(収入の内容は令和7年(2025年)分のもの)と併せてご提出ください。  ※令和7年度(2025年度)所得・課税証明書を誤って提出しないようくれぐれも発行時期等にご注意願います。	市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	海外勤務者の場合、所属の会社に1年間(内容が2025年分のもの)の収入証明を円表記で作成してもらいご提出ください。	所属の会社

### ▼申請者が以下に該当する場合に提出いただく書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
学部新入生	<input type="checkbox"/>	高校の調査書（卒業と記載されているもの） ※3年次編入生及び留学生は不要	出身高校
前年度まで他大学・日本語学校・専修学校等に在籍していた者	<input type="checkbox"/>	「給付奨学金受給証明書（様式3）」 ※様式3に前在籍校で証明を受けること。奨学金を受給していない場合も在籍していた学校に証明を受ける必要があります。 ※過去の免除申請で提出済みの方は、ご相談ください。 ※前年度まで高校に在籍していた者は不要	奨学支援HP
2025年4月～2026年3月に日本学生支援機構以外の給付奨学金を受給した者	<input type="checkbox"/>	奨学生証、又は採用決定通知等で奨学金の団体名、給付金額と受給期間が分かる書類（写） 上記の証明書類が提出できない場合は、「奨学金受給状況報告書（様式3-2）」 ※埼玉大学基金と埼玉大学推薦で採用された民間の奨学金の場合は提出不要です。	奨学金団体等 又は 奨学支援HP
2026年4月時点で標準修業年限を超える者	<input type="checkbox"/>	「推薦書（様式10）」 ※左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすことが必要です。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	奨学支援HP 及び 指導教員等

▼申請者を除く世帯員のうち、**就学している者**にかかる書類：配偶者、本人の兄弟姉妹で、就学している者

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
高校生、高等専門学校生、各種学校・専修学校生、大学生	<input checked="" type="checkbox"/>	「 <b>在学証明書</b> 」 ※2026年10月以降の有効期限の記載があれば「学生証」(写)でも可。	在学学校
	<input type="checkbox"/>	申請者が留学生で、就学者が「国立高等専門学校生」「国立大学生」の場合 「 <b>授業料減免状況等証明書(様式4)</b> 」 ※在学学校にて証明を受けること	奨学支援HP
自宅浪人・予備校生	<input type="checkbox"/>	「 <b>令和8年度(2026年度)所得・課税証明書</b> 」が必要	
中学生以下	<input type="checkbox"/>	証明書提出不要	

▼申請者及び同一生計の家族が以下に該当する場合に提出いただく書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2025/1/1～2026/3/31に、正社員を退職した者	<input type="checkbox"/>	「 <b>退職に関する証明書(様式5)</b> 」又は「 <b>退職金の源泉徴収票(写)</b> 」 ※退職金の支給が無い場合は、様式5を提出してください。	退職した勤務先、又は奨学支援HP
2025/1/1～2026/3/31に、臨時所得があった者	<input type="checkbox"/>	臨時所得(保険金・資産譲渡等)の支払日と支払額が分かる書類(写)	書類により異なる
2025年中に受給があった者 (出願時点で受給が終了しているものも含む)	<input checked="" type="checkbox"/>		
雇用保険(失業手当)受給者	<input type="checkbox"/>	「 <b>雇用保険受給証明書(写)</b> 」(両面の写)、又は、受給総額のわかる「 <b>雇用保険受給資格者証(写)</b> 」	ハローワーク
高年齢雇用継続給付金受給者	<input type="checkbox"/>	2025年分全ての「 <b>高年齢雇用継続給付支給決定通知書(写)</b> 」	ハローワーク
傷病手当金受給者	<input type="checkbox"/>	2025年分全ての「 <b>傷病手当金受給証明書(写)</b> 」	健康保険組合
生活保護受給者	<input type="checkbox"/>	2025年分全ての「 <b>生活保護決定(変更)通知書(写)</b> 」 ※扶助金額が記載されているもの。	社会福祉事務所
児童扶養手当受給者	<input type="checkbox"/>	「 <b>児童扶養手当証書(写)</b> 」	市区町村役場
遺族年金受給者(父・母・祖父・祖母等。配偶者と死別している者)	<input type="checkbox"/>	最新の「 <b>遺族年金額改訂通知書(写)</b> 」又は「 <b>遺族年金振込通知書(写)</b> 」	年金支払者

▼以下の特別事由に該当する場合に提出いただく書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
ひとり親世帯の場合	<input type="checkbox"/>	「 <b>ひとり親世帯申立書(様式6)</b> 」	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯であることを確認できる書類	書類により異なる
障害者がいる場合	<input type="checkbox"/>	都道府県等が発行した「 <b>障害者手帳(写)</b> 」もしくは「 <b>療育手帳(写)</b> 」、及び最新の「 <b>障害年金支払通知書(写)</b> 」もしくは「 <b>特別児童扶養手当証書(写)</b> 」 ※障害年金、又は特別児童扶養手当を受給していない場合は、未受給の申立書(任意様式)を添付してください。	該当本人所有
	<input type="checkbox"/>	「 <b>長期療養者に係る医療費支出調書(様式7)</b> 」	奨学支援HP
長期療養者がいる場合 ※申請時現在で6カ月以上療養中、あるいは療養が必要な者	<input type="checkbox"/>	「 <b>医師の診断書</b> 」 ※様式7の裏面に医師の証明があれば不要。	医療機関
	<input type="checkbox"/>	「 <b>医療費の領収書(写)</b> 」 ※様式7の裏面で金額が証明されていない場合、又はその他院外処方等の負担がある場合、もしくはその両方の場合は必要。	医療機関
家計支持者が単身赴任中の場合	<input type="checkbox"/>	「 <b>家計支持者単身赴任に伴う支出調書(様式8)</b> 」	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	単身赴任に係る家賃・光熱水量の領収書(写)	単身赴任者

※なお、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

▼独立生計者・私費外国人留学生に該当する場合に提出いただく書類

※独立生計者の申請条件は、4ページの「(6) 特殊事情について⑥ (B)」を参照のこと。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
独立生計者・私費留学生	<input type="checkbox"/>	「収入・支出状況等報告書(様式1)」 ※様式1-2に該当する者は記入不要です。	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	「収入・支出状況調書(様式1-2)」※以下に該当する者が対象 ・2025年2月以降に来日した(一時帰国を除く)私費留学生 ・独立生計者で、申請条件③(イ)該当する者	
	<input type="checkbox"/>	「本人の収入状況報告書(様式2)」	
	<input type="checkbox"/>	収入ありの場合「2025年分源泉徴収票(写)」 ※2025年に収入があった場合は、該当する全ての「源泉徴収票」(写)を様式2に添付してください。短期間のもの、既に辞めたアルバイト分も必要です。	勤務先
私費外国人留学生	<input type="checkbox"/>	2025年1月~12月(奨学金を受けている場合は2026年3月まで)*における日本での収入が確認できる書類等の写 (銀行の通帳の写、アプリ画面のスクリーンショット、現金で持参した仕送りを両替した際の領収書等) ・提出書類は、以下の収入の種類ごとにマーカー等で色分けをして提出してください。 ①奨学金、②給与、③父母等からの支援、④借入金、⑤その他 ・通帳等の場合、契約者の名義が分かる部分の写も提出してください。 ・申請者が使用しているクレジットカードの支払を家族が行っている場合は、上記期間の使用金額がわかる書類(写)を提出してください。 ※2025年2月以降に来日した者は、来日から申請時までの収入についての書類を提出してください。	申請者本人所有
	<input type="checkbox"/>	「賃貸借契約書(写)」	
独立生計者	<input type="checkbox"/>	マイナ保険証を登録している方は、マイナポータルから「健康保険証」情報を印刷したもの ※マイナ保険証を登録されていない方は「資格確認書(写)」を提出	本人所有
	<input type="checkbox"/>	申請条件③(イ)該当者…2026年の収入見込み金額がわかるもの ・給与支払(見込)証明書(勤務先の会社等が発行したもの) ・採用通知(採用期間や月額等が記載されたもの)の写等	勤務先
	<input type="checkbox"/>	申請条件③(ウ)該当者…申請時点の預貯金残高を証明するもの 預貯金残高証明書、通帳の写(申請時点の残高がわかる部分)等	本人所有

提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、期間の指定があるもの以外は最新のを提出してください。
- 令和8年度(2026年度)所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)  
令和8年度(2026年度)所得・課税証明書(収入の内容が令和7年(2025年)分のもの)の発行は原則2026年1月1日に居住していた市区町村の役所にて6月頃から発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。  
**市区町村の令和8年度所得・課税証明書(全部事項証明)の発行開始日の都合で、受付期間内に証明書類が間に合わない場合は、いつ所得・課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を提出してください。これらの書類が提出されなかった場合は、書類不備者として選考から除外します。**
- 不明な点は、事前に学生支援課奨学支援担当係に確認してください。

# 令和8年度 授業料等免除願(災害)

令和8年 月 日

埼玉大学長殿

学部  
研究科

学科  
課程

学籍番号

出願者氏名(自署)

電話 ( )

出願者住所 〒

保証人氏名(自署)

▼該当する被災区分に「○」を付けてください。(被災区分は、免除のしおり1ページ「1.申請資格(1)」を参照)

	<b>①風水害等による被災</b> ・【新入生】入学前1年以内に風水害等の災害を受けた場合 ・【在学生】令和7年12月～令和8年5月末までの間に風水害等の災害を受けた場合
	<b>②特定の大規模災害による被災</b> 「平成23年東日本大震災」、「平成28年熊本地震」、「平成30年5～7月豪雨及び暴風雨」、「平成30年北海道胆振東部地震」、「令和元年8～9月暴風雨及び豪雨」、「令和元年台風19号」及び「令和6年能登半島地震」で被災した場合

▼免除申請する納付金に「○」を付けてください。

	入学料 ※新入生のみ選択可
	授業料(前期分のみ)
	授業料(前期・後期) ※被災区分①の方は、こちらは選択できません

私は授業料等免除申請のしおりを熟読のうえ、下記の事由により授業料等免除を申請します。本申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。なお、大学が定めた期限を超過した場合や申請書類等の記載事項に事実と相違があった場合は、審査対象から除外されても異議ありません。

記

申請事由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以下出願時記入不要

- 令和8年度(2026年度)入学料免除の申請を辞退します。辞退日( 月 日)署名( )
- 令和8年度(2026年度)前期分授業料免除の申請を辞退します。辞退日( 月 日)署名( )
- 令和8年度(2026年度)後期分授業料免除の申請を辞退します。辞退日( 月 日)署名( )

# 家計調査書

2026年4月1日現在

注意：記入要領に従い正確に記入してください。※印はいずれかを○で囲んでください。

本人	学部／研究科名		学籍番号	フリガナ		入学年度	学年	
				氏名		年度	年次	
	通学別 ※ 自宅 ・ 自宅外 (留学生は、原則「自宅」を選択してください)							
就学者を除く家族(日本に居る家族)	続柄	氏名	年齢	職業	在職年数	給与収入等	年金 (障害・遺族含む)	その他の所得
	父		歳		年月	千円	千円	千円
	母		歳		年月	千円	千円	千円
			歳		年月	千円	千円	千円
			歳		年月	千円	千円	千円
就学者(日本に居る家族)	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学区分	令和7年度 授業料減免状況	
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
			歳	立		※自宅 自宅外	前期 ※全免・半免・一部免・該当無	後期 ※全免・半免・一部免・該当無
(本人を含む)世帯人数: 人 (申請者本人が実家を離れ一人暮らしをしている場合も、生計を同一にする家族全員の人数を記入)								

本人の収入	アルバイトを含む収入	有・無※	有の場合 令和7年1月～12月(2025/1～2025/12)の収入額		円
	令和7年度(2025/4/1～2026/3/31)に受給した給付奨学金	有・無※	日本学生支援機構 給付奨学金	支援区分：令和7(2025)年度 前期( )区分/後期( )区分	千円
		有・無※	その他の給付奨学金	名称( ) 給付年額	千円
			名称( ) 給付年額	千円	

臨時所得	有・無※	有の場合 所得の種類(退職金・保険金・資産譲渡等) 所得の種類や金額の分かる証明書(写)を添付してください。 続柄( ) 受領年月日( 年 月 日) 金額 円
ひとり親世帯	有・無※	有の場合 ひとり親世帯申立書(様式6)を添付してください。
障害者	有・無※	有の場合 続柄( ) 障害者手帳(写)及び障害者年金通知書(写)を添付してください。
長期療養者	有・無※	有の場合 続柄( ) 長期療養者に係る医療費支出調書(様式7)を添付してください。
家計支持者単身赴任別居	有・無※	有の場合 単身赴任別居に伴う支出調書(様式8)を添付してください。

※有無が問われている項目について、該当がない場合は必ず無に○をするようお願いします。